



2020年5月22日

各 位

会社名 イフジ産業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 藤井 宗徳  
(コード 2924 東証第一部・福証)  
問合せ先 取締役経営企画部長 原 敬  
(電話 092-938-4561)

### 取締役への譲渡制限付株式報酬制度の内容決定に関するお知らせ

当社は、2020年2月13日開催の取締役会において、新しい役員報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2020年6月25日開催予定の第48期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することとしていましたが、本日開催の取締役会において、本制度の内容を決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1. 本制度の導入目的及び導入条件

##### (1) 導入目的

本制度は、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とします。

##### (2) 導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件とします。

なお、2012年6月27日開催の第40期定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額3億円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）と承認いただいておりますが、新たに導入する本制度につきましては、本株主総会において、報酬枠を上記の報酬枠とは別途に設定することにつき付議する予定です。

#### 2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社が新たに発行する普通株式または処分する自己株式の割当てを受けるとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額6,000万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）とします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定します。

本制度により当社が発行または処分する普通株式（以下「本割当株式」といいます。）の総数は、年80,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする株式分割（普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たり払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、その直前取引日の終値）を基礎として、本割当株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会が決定します。

また、本割当株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、①一定期間、本割当株式につき譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が本割当株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件とします。

以 上